オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の隣接チャネル漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	測定操作手順に示す周波数
イ	掃引周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数幅
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で測定を行う。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数の上側の規定の離調周波数に設定し、掃引周波数幅内の上側隣接チャネル漏えい電力を探索する。

⑵　探索された上側隣接チャネル漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（参照帯域幅／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。

⑶　⑵において許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑵とし、中心周波数を試験周波数の上側の規定の離調周波数に設定して掃引する。

⑷　⑶の掃引周波数幅内の全データについて参照帯域幅当たりの電力総和を計算する。

⑸　⑷で求めた電力総和にバースト時間率の逆数を乗じた値を上側隣接チャネル漏えい電力の測定値とする。

⑹　スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数の下側の規定の離調周波数に設定し、上側隣接チャネル漏えい電力と同様に⑴から⑸までの測定操作手順に準じて下側隣接チャネル漏えい電力を求める。